

はじめに

平成19年4月に改正された学校教育法では、児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うという観点に立って、すべての学校で特別支援教育を推進することとされています。

これを受けて、文部科学省が設置した特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループからは、①高等学校における特別支援教育の必要性、②高等学校における特別支援教育体制の充実強化、③発達障害のある生徒への指導・支援の充実等について提言がなされました。また、平成21年3月時点で文部科学省が分析・推計した結果からは、高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の高校進学者全体に対する割合は約2.2%であったことが報告されており、どの高校にもこうした生徒が在籍している可能性があると言われています。

本県においても、今年度、すべての県立高等学校を対象に調査を行い、実態を把握するとともに、支援体制の充実に向けて研究委員会を立ち上げ、協力校の実践をもとに、県内各校の実情に即した取組を行う際の参考となる資料集を作成することとしました。

研究委員会には、学識経験者や関係機関、保護者の方々にも参加いただき、持ち寄った各校の取組等について検討してきました。生徒本人のニーズや保護者、関係諸機関との連携の在り方、それを実践に反映するための方策等について議論を重ねることができたと考えています。

発達障害を含む障害のある生徒の学習を支援する指導方法は、すべての生徒の支援につながる方法であると言われています。社会に出て生活できる力を身につけさせるための高校の役割を再確認し、より良い指導・支援をするための参考資料として、活用いただければと考えます。

結びに、本資料集の発刊にあたり、御協力いただきました関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

和歌山県教育庁学校教育局

学校指導課長 北浦 健司

## 高等学校における特別支援教育推進のための実践資料集<目次>

I 基礎編	5
1 特別支援教育の概要	6
① 特別支援教育とは	6
② 発達障害について	8
2 高等学校における特別支援教育を進めるにあたって～管理職の役割と取組～	12
3 高等学校における特別支援教育の現状と課題～実態調査からの分析～	14
4 このような生徒はいませんか？	24
【コラム】 保護者からの声①	28
II 実践編	31
5 実践事例～支援の3つのレベルを踏まえて～	33
共通認識を深める校内組織の構築【一次的支援～三次的支援】(A高校の取組)	34
教職員の共通理解(支援体制づくり)【一次的支援】(B高校の取組)	36
教職員の共通理解に基づく取組①【一次的支援】(C高校の取組)	38
教職員の共通理解に基づく取組②【一次的支援】(D高校の取組)	40
保健室での取組【一次的支援・二次的支援】(E高校の取組)	42
生徒の自己肯定感を育む取組【一次的支援・二次的支援】(F高校の取組)	44
学級集団づくり【一次的支援】(G高校の取組)	46
教科指導【一次的支援】(H高校の取組)	48
保護者との連携①【一次的支援】(I高校の取組)	50
保護者との連携②【一次的支援】(J高校の取組)	52
個別の支援①:教育相談室の取組【二次的支援】(K高校の取組)	54
個別の支援②:生徒の自己肯定感を育む取組【二次的支援】(L高校の取組)	56
事例①～③【三次的支援】(M高校の取組)	58
【コラム】 保護者からの声②	64
III 関係機関・識者から	67
6 発達障害のある生徒の進路支援	68
7【寄稿】より良い支援体制の構築に向けて ～和歌山大学教授 武田鉄郎～	72
～資料～	
○和歌山県内の主な相談機関(含 特別支援教育関連情報)	
○連携支援シート(サンプル様式)	
○用語解説[本文中の(※1)～(※11)の用語について、解説しています。]	
○引用・参考文献	
○研究協力者	